

10 居宅介護支援費	
イ 要支援	650 単位
ロ 要介護 1 又は要介護 2	720 単位
ハ 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	840 単位

11 介護福祉施設サービス	
イ 介護福祉施設サービス費	
(1) 介護福祉施設サービス費	
(-) 介護福祉施設サービス費(1)	
a 要介護 1	796 単位
b 要介護 2	841 単位
c 要介護 3	885 単位
d 要介護 4	930 単位
e 要介護 5	974 単位

10 居宅介護支援費	850 単位
------------	--------

※1 支給限度基準額に係る居宅サービスのうち、4以上の種類の居宅サービスを定めた居宅サービス計画を作成する場合に、100単位を所定単位数に加算

※2 以下のような居宅介護支援が行われていない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定

- イ 居宅サービス計画（ケアプラン）を利用者に交付すること
- ロ 特段の事情のない限り、少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問し、かつ、少なくとも3月に1回、居宅サービス計画の実施状況の把握の結果を記録すること
- ハ 要介護認定や要介護認定の更新があった場合等において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の内容について、担当者から意見を求めること

※3 1単位の単価に係る地域差を導入（現行の訪問介護等と同様）

11 介護福祉施設サービス	
イ 従来型介護福祉施設サービス	
(1) 介護福祉施設サービス費	
(-) 介護福祉施設サービス費	
a 介護福祉施設サービス費(1)	
i 要介護 1	677 単位
ii 要介護 2	748 単位
iii 要介護 3	818 単位
iv 要介護 4	889 単位
v 要介護 5	959 単位

(二) 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

a 要介護 1	717 単位
b 要介護 2	757 単位
c 要介護 3	797 単位
d 要介護 4	837 単位
e 要介護 5	877 単位

(三) 介護福祉施設サービス費(Ⅲ)

a 要介護 1	671 単位
b 要介護 2	709 単位
c 要介護 3	746 単位
d 要介護 4	784 単位
e 要介護 5	821 単位

(2) 小規模介護福祉施設サービス費

(一) 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

a 要介護 1	907 単位
b 要介護 2	958 単位
c 要介護 3	1,009 単位
d 要介護 4	1,059 単位
e 要介護 5	1,110 単位

(二) 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

a 要介護 1	760 単位
b 要介護 2	802 単位
c 要介護 3	844 単位
d 要介護 4	887 単位
e 要介護 5	929 単位

(三) 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)

a 要介護 1	730 単位
b 要介護 2	771 単位
c 要介護 3	812 単位
d 要介護 4	852 単位
e 要介護 5	893 単位

b 介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

i 要介護 1	601 単位
ii 要介護 2	656 単位
iii 要介護 3	711 単位
iv 要介護 4	766 単位
v 要介護 5	821 単位

c 介護福祉施設サービス費(Ⅲ)

i 要介護 1	554 単位
ii 要介護 2	599 単位
iii 要介護 3	645 単位
iv 要介護 4	691 単位
v 要介護 5	736 単位

(二) 小規模介護福祉施設サービス費

a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

i 要介護 1	841 単位
ii 要介護 2	908 単位
iii 要介護 3	976 単位
iv 要介護 4	1,043 単位
v 要介護 5	1,110 単位

b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

i 要介護 1	722 単位
ii 要介護 2	770 単位
iii 要介護 3	819 単位
iv 要介護 4	867 単位
v 要介護 5	915 単位

c 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)

i 要介護 1	670 単位
ii 要介護 2	710 単位
iii 要介護 3	750 単位
iv 要介護 4	790 単位
v 要介護 5	830 単位

□ 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
(1) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
(一) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
a 要介護状態以外又は要介護 1	796 単位
b 要介護 2 又は要介護 3	866 単位
c 要介護 4 又は要介護 5	950 単位
(二) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
a 要介護状態以外又は要介護 1	717 単位
b 要介護 2 又は要介護 3	779 単位
c 要介護 4 又は要介護 5	855 単位
(三) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(III)	
a 要介護状態以外又は要介護 1	671 単位
b 要介護 2 又は要介護 3	730 単位
c 要介護 4 又は要介護 5	801 単位
(2) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
(一) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
a 要介護状態以外又は要介護 1	907 単位
b 要介護 2 又は要介護 3	986 単位
c 要介護 4 又は要介護 5	1,082 単位
(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
a 要介護状態以外又は要介護 1	760 単位
b 要介護 2 又は要介護 3	826 単位
c 要介護 4 又は要介護 5	906 単位
(三) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(III)	
a 要介護状態以外又は要介護 1	730 単位
b 要介護 2 又は要介護 3	794 単位
c 要介護 4 又は要介護 5	871 単位

(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
(一) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	677 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	787 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	924 単位
b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	601 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	686 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	793 単位
c 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(III)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	554 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	624 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	713 単位
(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	841 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	945 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	1,076 単位
b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	722 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	797 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	890 単位
c 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(III)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	670 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	732 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	810 単位

□ 小規模生活単位型介護福祉施設サービス

(1) 小規模生活単位型介護福祉施設サービス費

(一) 小規模生活単位型介護福祉施設サービス費

a 要介護 1	784 単位
b 要介護 2	831 単位
c 要介護 3	879 単位
d 要介護 4	927 単位
e 要介護 5	974 単位

(二) 小規模生活単位型小規模介護福祉施設サービス費

a 要介護 1	841 単位
b 要介護 2	908 単位
c 要介護 3	976 単位
d 要介護 4	1,043 単位
e 要介護 5	1,110 単位

(2) 小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費

(一) 小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費

a 要介護状態以外又は要介護 1	784 単位
b 要介護 2 又は要介護 3	858 単位
c 要介護 4 又は要介護 5	950 単位

(二) 小規模生活単位型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費

a 要介護状態以外又は要介護 1	841 単位
b 要介護 2 又は要介護 3	945 単位
c 要介護 4 又は要介護 5	1,076 単位

※ □の算定に当たっては、保険料の第1段階に属する者については1日につき66単位、保険料の第2段階に属する者については1日につき33単位を所定単位数に加算

二 退所時等相談援助加算

- (2) 退所時相談援助加算 570 単位
※ 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ、市町村及び老人介護支援センターに対して(利用を希望する居宅介護支援事業者がいる場合は、当該居宅介護支援事業者に対して)必要な情報を提供した場合に算定

12 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費

- (1) 介護保健施設サービス費(I)
 (一) 要介護 1 880 単位
 (二) 要介護 2 930 単位
 (三) 要介護 3 980 単位
 (四) 要介護 4 1,030 単位
 (五) 要介護 5 1,080 単位
(2) 介護保健施設サービス費(II)
 (一) 要介護 1 810 単位
 (二) 要介護 2 857 単位
 (三) 要介護 3 903 単位
 (四) 要介護 4 949 単位
 (五) 要介護 5 995 単位

ハ 退所時等相談援助加算

- (2) 退所時相談援助加算 400 単位
※ 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ、市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合に算定
(3) 退所前連携加算 500 単位
※ 入所者の退所に先立って、当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、必要な情報を提供し、かつ、当該事業者と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定

12 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費

- (1) 介護保健施設サービス費(I)
 (一) 要介護 1 819 単位
 (二) 要介護 2 868 単位
 (三) 要介護 3 921 単位
 (四) 要介護 4 975 単位
 (五) 要介護 5 1,028 単位
(2) 介護保健施設サービス費(II)
 (一) 要介護 1 725 単位
 (二) 要介護 2 767 単位
 (三) 要介護 3 809 単位
 (四) 要介護 4 851 単位
 (五) 要介護 5 893 単位

※ リハビリ体制加算

常勤の理学療法士又は作業療法士を1人以上配置し、かつ理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を入所者の数を50で除した数以上配置しているものについては、1日につき12単位を所定単位数に加算

ハ 退所時指導等加算

(1) 退所時等指導加算

(二) 退所時指導加算 1,070 単位

※ 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合(退所後の主治医が明らかである場合は、当該主治医に対して診療情報を提供した場合に限り、利用を希望する居宅介護支援事業者がいる場合は、当該居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供した場合に限る。)に算定

※ リハビリ機能強化加算

常勤の理学療法士又は作業療法士を1人以上配置し、かつ、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を入所者数を50で除した数以上に配置するとともに、個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づきリハビリテーションを行う体制にある場合は、1日につき30単位を所定単位数に加算

ハ 退所時指導等加算

(1) 退所時等指導加算

(二) 退所時指導加算 400 単位

※ 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に算定

(三) 退所時情報提供加算 500 単位

※ 退所後の主治医が明らかである場合に、当該主治医に対して診療情報を提供した場合に算定

(四) 退所前連携加算 500 単位

※ 入所者の退所に先立って、当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、必要な情報を提供し、かつ、当該事業者と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定

13 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費

(一) 療養型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護 1	1,193 単位
b 要介護 2	1,239 単位
c 要介護 3	1,285 単位
d 要介護 4	1,331 単位
e 要介護 5	1,377 単位

※ 平成 15 年 3 月 31 日までの間に限り算定

(二) 療養型介護療養施設サービス費(II)

a 要介護 1	1,126 単位
b 要介護 2	1,170 単位
c 要介護 3	1,213 単位
d 要介護 4	1,256 単位
e 要介護 5	1,299 単位

(三) 療養型介護療養施設サービス費(III)

a 要介護 1	1,079 単位
b 要介護 2	1,120 単位
c 要介護 3	1,162 単位
d 要介護 4	1,203 単位
e 要介護 5	1,245 単位

(四) 療養型介護療養施設サービス費(IV)

a 要介護 1	1,048 単位
b 要介護 2	1,088 単位
c 要介護 3	1,128 単位
d 要介護 4	1,168 単位
e 要介護 5	1,209 単位

注 4 ハ 夜間勤務等看護(II) 5 単位

※ 看護職員 30:1 以上(最低 2 人以上)

1 人当たり月平均夜勤時間数 64 時間以下

13 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費

(削除)

(一) 療養型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護 1	820 単位
b 要介護 2	930 単位
c 要介護 3	1,168 単位
d 要介護 4	1,269 単位
e 要介護 5	1,360 単位

(二) 療養型介護療養施設サービス費(II)

a 要介護 1	760 単位
b 要介護 2	869 単位
c 要介護 3	1,029 単位
d 要介護 4	1,185 単位
e 要介護 5	1,227 単位

(三) 療養型介護療養施設サービス費(III)

a 要介護 1	730 単位
b 要介護 2	841 単位
c 要介護 3	992 単位
d 要介護 4	1,149 単位
e 要介護 5	1,190 単位

(削除)

(3) 退院時指導等加算

(一) 退院時等指導加算

b 退院時指導加算 1,070 単位

※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合(退所後の主治医が明らかである場合は、当該主治医に対して診療情報を提供した場合に限り、利用を希望する居宅介護支援事業者がいる場合は、当該居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供した場合に限る。)に算定

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費

(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)

- a 要介護 1 902 単位
- b 要介護 2 920 単位
- c 要介護 3 938 単位
- d 要介護 4 955 単位
- e 要介護 5 973 単位

※ 入院患者に対し専門的な診療が必要になり、当該患者に対し他医療機関において診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定

(3) 退院時指導等加算

(一) 退院時等指導加算

b 退院時指導加算 400 単位

※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に算定

c 退院時情報提供加算 500 単位

※ 退院後の主治医が明らかである場合に、当該主治医に対して診療情報を提供した場合に算定

d 退院前連携加算 500 単位

※ 入院患者の退院に先立って、当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、必要な情報を提供し、かつ、当該事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費

(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)

- a 要介護 1 801 単位
- b 要介護 2 853 単位
- c 要介護 3 905 単位
- d 要介護 4 956 単位
- e 要介護 5 1,008 単位

(二) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

a 要介護 1	802 単位
b 要介護 2	818 単位
c 要介護 3	834 単位
d 要介護 4	850 単位
e 要介護 5	865 単位

(3) 退院時指導等加算

(一) 退院時等指導加算

b 退院時指導加算 1,070 単位

※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合(退所後の主治医が明らかである場合は、当該主治医に対して診療情報を提供した場合に限り、利用を希望する居宅介護支援事業者がいる場合は、当該居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供した場合に限る。)に算定

(二) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

a 要介護 1	711 単位
b 要介護 2	757 単位
c 要介護 3	803 単位
d 要介護 4	849 単位
e 要介護 5	895 単位

※ 入院患者に対し専門的な診療が必要になり、当該患者に対し他医療機関において診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定

(3) 退院時指導等加算

(一) 退院時等指導加算

b 退院時指導加算 400 単位

※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に算定

c 退院時情報提供加算 500 単位

※ 退院後の主治医が明らかである場合に、当該主治医に対して診療情報を提供した場合に算定

d 退院前連携加算 500 単位

※ 入院患者の退院に先立って、当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、必要な情報を提供し、かつ、当該事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定

ハ 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費

(一) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護 1	1,123 単位
b 要介護 2	1,165 単位
c 要介護 3	1,207 単位
d 要介護 4	1,249 単位
e 要介護 5	1,291 単位

(二) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費(II)

a 要介護 1	1,093 単位
b 要介護 2	1,134 単位
c 要介護 3	1,174 単位
d 要介護 4	1,215 単位
e 要介護 5	1,256 単位

(三) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費(III)

a 要介護 1	1,073 単位
b 要介護 2	1,113 単位
c 要介護 3	1,153 単位
d 要介護 4	1,193 単位
e 要介護 5	1,233 単位

(四) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費(IV)

a 要介護 1	1,044 単位
b 要介護 2	1,083 単位
c 要介護 3	1,122 単位
d 要介護 4	1,161 単位
e 要介護 5	1,200 単位

※ 看護職員 6:1 以上、介護職員 8:1 以上

ハ 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費

(一) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護 1	1,004 単位
b 要介護 2	1,075 単位
c 要介護 3	1,145 単位
d 要介護 4	1,216 単位
e 要介護 5	1,286 単位

(二) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費(II)

a 要介護 1	975 単位
b 要介護 2	1,044 単位
c 要介護 3	1,112 単位
d 要介護 4	1,181 単位
e 要介護 5	1,249 単位

(三) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費(III)

a 要介護 1	959 単位
b 要介護 2	1,026 単位
c 要介護 3	1,093 単位
d 要介護 4	1,161 単位
e 要介護 5	1,228 単位

(削除)

※ 入院患者に対し専門的な診療が必要になり、当該患者に対し他医療機関において診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定

(3) 退院時指導等加算 1,070 単位
(一) 退院時等指導加算

b 退院時指導加算

※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合(退所後の主治医が明らかである場合は、当該主治医に対して診療情報を提供した場合に限り、利用を希望する居宅介護支援事業者がいる場合は、当該居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供した場合に限る。)に算定

二 介護力強化病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 介護力強化型介護療養施設サービス費

(一) 介護力強化型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護 1 1,093 単位
b 要介護 2 1,135 単位
c 要介護 3 1,177 単位
d 要介護 4 1,219 単位
e 要介護 5 1,261 単位

(二) 介護力強化型介護療養施設サービス費(II)

a 要介護 1 1,026 単位
b 要介護 2 1,066 単位
c 要介護 3 1,105 単位
d 要介護 4 1,144 単位
e 要介護 5 1,184 単位

(3) 退院時指導等加算
(一) 退院時等指導加算

b 退院時指導加算 400 単位

※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に算定

c 退院時情報提供加算 500 単位

※ 退院後の主治医が明らかである場合に、当該主治医に対して診療情報を提供した場合に算定

d 退院前連携加算 500 単位

※ 入院患者の退院に先立って、当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、必要な情報を提供し、かつ、当該事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定

二 介護力強化病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(削除)

(三) 介護力強化型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

a 要介護 1	979 単位
b 要介護 2	1,016 単位
c 要介護 3	1,054 単位
d 要介護 4	1,092 単位
e 要介護 5	1,129 単位

(四) 介護力強化型介護療養施設サービス費(Ⅳ)

a 要介護 1	948 単位
b 要介護 2	984 単位
c 要介護 3	1,020 単位
d 要介護 4	1,057 単位
e 要介護 5	1,093 単位

※ 介護力強化病棟は法律上、平成 15 年 3 月 31 日までの経過措置

14 特定診療費（指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設）

(1) 薬剤管理指導	528 単位
※ 週 1 回に限り、1 月に 2 回を限度として所定単位数に加算	

14 特定診療費（指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設）

- (1) 褥瘡対策指導管理(1日につき) 5 単位
- (2) 重度療養管理(1日につき) 120 単位
 要介護 4 または要介護 5 であって常時医師による医学的管理が必要な以下の状態にあるものに対して、療養上の適切な処置と医学的管理を行った場合に、所定単位数を算定
 - イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
 - ロ 呼吸障害等のため人工呼吸器を使用している状態
 - ハ 中心静脈注射を実施し、かつ強心薬等の薬剤を投与している状態
 - ニ 人工腎臓を実施しており、かつ重篤な合併症を有する状態
 - ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニタ測定を実施している状態
 - ヘ 身体障害者障害程度等級表において、ぼうこう又は直腸機能障害の 4 級以上に該当するストーマの状態

(3) 薬剤管理指導	350 単位
※ 週 1 回に限り、1 月に 4 回を限度として所定単位数に加算	

(2) 単純エックス線撮影・診断 200 単位

(3) 理学療法(1日につき)

イ 理学療法(I)

- (1) 入院の日(指定短期入所療養介護に係る場合にあつては、発症の日)から起算して6月以内の期間 200 単位
- (2) 入院の日(指定短期入所療養介護に係る場合にあつては、発症の日)から起算して6月を超えた期間 175 単位

ロ 理学療法(II)

- (1) 入院の日(指定短期入所療養介護に係る場合にあつては、発症の日)から起算して6月以内の期間 185 単位
- (2) 入院の日(指定短期入所療養介護に係る場合にあつては、発症の日)から起算して6月を超えた期間 160 単位

ハ 理学療法(III) 100 単位

ニ 理学療法(IV) 65 単位

※1 1人の従事者が複数の利用者又は入院患者に対し、簡単(集団的)な理学療法を行った場合に算定

※2 イの場合において、医師、看護師、理学療法士等が共同して策定したリハビリテーション総合実施計画に基づき、リハビリテーションを行った場合に、入院月、入院月から起算して2月、3月及び6月に月1回を限度として所定単位数に480単位を加算

(削除)

(4) 理学療法(1回につき)

イ 理学療法(I)

250 単位

ロ 理学療法(II)

180 単位

ハ 理学療法(III)

100 単位

ニ 理学療法(IV)

50 単位

※1 1人の従事者が1人の利用者又は入院患者に対し、個別に理学療法を行った場合に算定

※2 イからニについては、利用者又は入院患者1人につき1日3回に限り算定するものとし、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定点数の100分の70に相当する単位により算定

※3 イからハの場合において、病棟等においてADLの自立等を目的としたリハビリテーションを行った場合に1回につき30単位を所定単位数に加算

※4 イからハの場合において、医師、看護師、理学療法士等が共同して策定したリハビリテーション総合実施計画に基づき、リハビリテーションを行った場合に、入院月、入院月から起算して3月毎の各月に限り、月1回を限度として所定単位数に480単位を加算

※3 イからハの場合において、リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションを行った場合に、入院月、入院月から起算して2月、3月及び6月に月1回を限度として所定単位数に150単位を加算

(4) 作業療法(1日につき)

イ 作業療法(I)

- (1) 入院の日(指定短期入所療養介護に係る場合にあつては、発症の日)から起算して6月以内の期間 200単位
 (2) 入院の日(指定短期入所療養介護に係る場合にあつては、発症の日)から起算して6月を超えた期間 175単位

ロ 作業療法(II)

- (1) 入院の日(指定短期入所療養介護に係る場合にあつては、発症の日)から起算して6月以内の期間 185単位
 (2) 入院の日(指定短期入所療養介護に係る場合にあつては、発症の日)から起算して6月を超えた期間 160単位

※1 1人の従事者が複数の利用者又は入院患者に対し、簡易(集团的)な作業療法を行った場合に算定

※2 イの場合において、医師、看護師、作業療法士等が共同して策定したリハビリテーション総合実施計画に基づき、リハビリテーションを行った場合に、入院月、入院月から起算して2月、3月及び6月に月1回を限度として所定単位数に480単位を加算

(削除)

(5) 作業療法(1回につき)

イ 作業療法(I)

250単位

ロ 作業療法(II)

180単位

※1 1人の従事者が1人の利用者又は入院患者に対し、個別に作業療法を行った場合に算定

※2 利用者又は入院患者1人につき1日3回に限り算定するものとし、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定点数の100分の70に相当する単位により算定

※3 病棟等においてADLの自立等を目的としたリハビリテーションを行った場合に1回につき30単位を所定単位数に加算

※4 イ又はロの場合において、医師、看護師、作業療法士等が共同して策定したリハビリテーション総合実施計画に基づき、リハビリテーションを行った場合に、入院月、入院月から起算して3月毎の各月に限り、月1回を限度として所定単位数に480単位を加算

※3 リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションを行った場合に、入院月、入院月から起算して2月、3月及び6月に月1回を限度として所定単位数に150単位を加算

(5) 言語療法(1日につき) 135単位

※ 1人の従事者が複数の利用者又は入院患者に対し、簡単(集団的)な言語療法を行った場合に算定

(削除)

(6) 言語聴覚療法(1回につき)

イ 言語聴覚療法Ⅰ) 250単位
ロ 言語聴覚療法Ⅱ) 180単位

※1 1人の従事者が1人の利用者又は入院患者に対し、個別に言語聴覚療法を行った場合に算定

※2 利用者又は入院患者1人につき1日3回に限り算定するものとし、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定点数の100分の70に相当する単位により算定